



表紙 「2014 年度デイサービス・ケアハウス・グループホーム合同あきまつり」より『THE 対決！どっちが勝つでしょう』（10月4日 デイサービスセンターサックル）

特集 子ども・子育て支援新制度が始まります 2頁

— 目次 —

連載 知っておこう！ ～安平町まちづくり基本条例～③	6頁	安平・厚真行政事務組合のページ	16頁
ひと月のアルバム	8頁	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ	17頁
あびら回顧録（昭和54年11月編）	12頁	嘱託職員・臨時職員を募集	18頁
今月の1枚・サークル紹介	13頁	お知らせ	20頁
こんにちは 保健師です⑱	14頁	休日当番病院・戸籍の窓口から	22頁
追分高校です⑳	15頁	元気に大きくな～れ！	24頁



平成27年4月から

子ども・子育て支援新制度が始まります

問合せ 教育委員会子育て支援グループ ☎2083

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるとして、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。

新制度の概要や現行制度からの変更点をお知らせします。さらに詳しく知りたい方は、内閣府ホームページをご覧ください。

新制度の仕組み

新制度は、急速な少子化、待機児童問題など子どもや子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するため、今までの

8月に設置しました。昨年実施したアンケート調査の結果を踏まえ、会議でご意見をいただきながら「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

制度を見直し、消費税増税分を活用し、その財源を教育・保育の受け皿の増加や、保育所等の職員配置や処遇の改善などに充てることにより、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る新しい仕組みです。

新制度開始後は、この計画に基づき、計画的に地域に合った取り組みを進めていきます。また、会議にて継続的に点検・評価・見直しなどを行ってまいります。

新制度でどう変わる？

認定申請が必要ですか？

町では、保護者、子ども・子育て支援の関係者、有識者などで構成する「安平町子ども・子育て会議」を平成25年

新制度では、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）の利用を希望する

保護者が町に教育・保育の必要性を申請し、それに基づいて町が認定を行います。

認定区分は3つあり、区分によって利用できる施設が変わってきます（※1参照）。

利用手続きの流れは3ページ※2のとおりですが、認定申請は、入園申込と一緒にしていたく予定です。

保育対象の拡大

2号・3号認定を受けるためには、両親等が保育の必要性の事由に該当することが必要ですが、これまでの事由より保育の対象を拡大しました（3ページ※3参照）。

利用できる時間が保育の必要性によって変わります

新制度では、2号・3号認定を受ける際に、利用時間について、就労状況や家庭の状況により保育標準時間（1日最大11時間）と保育短時間（1日最大8時間）のいずれかの認定を受けることとなります。

就労状況や家庭の状況によつては、保育短時間認定となる場合もあります。また、1号認定の場合の利用時間は、教育標準時間（1日4時間程度）となります。

※1 【3つの認定区分】（新制度）

認定区分		要件	利用先
1号認定	教育標準時間認定	特別な要件なし（3歳以上）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上 保育認定	保育の必要な事由に該当する必要あり ◎フルタイム就労（保育標準時間）認定 （1か月の就労時間が概ね120時間以上）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満 保育認定	◎パートタイム就労（保育短時間）認定 （1か月の就労時間が48時間以上120時間未満）	保育所 認定こども園 地域型保育

休日の保育が変わります

就労形態で、日曜日を含む5日間の就労や、週の間にある祝日に関係なく就労する場合、今までは「休日保育」の届出をしていただき、別途料金がかかっていました。

新制度では、2号・3号認定の際に雇用証明書で就労の形態を確認し、日曜・祝日が勤務日である場合は、別途料金を払わなくても日曜・祝日の保育を受けられるようになります。但し、1週間以上連続した保育はできません。

また、急用や短期の就労で日曜・祝日1日だけの利用は今後も別途料金を徴収する形で継続して実施しますが、「一時預かり保育」という制度に変わります。

延長保育の変更

保育時間が変わることに伴い、はやきた子ども園で実施している幼稚園の延長保育は、今後、一時預かり保育に変わります。時間の変更や申込み方法等は、来年度の園児募集の際にお知らせします。

※2【利用手続きの流れ】(イメージ)

幼稚園等を利用希望の場合
(1号認定)

保育所等を利用希望の場合
(2・3号認定)

1
役場、教育委員会に利用申込みをします
(申込み用紙が
変わります)

1
役場、教育委員会に「保育の必要性」の認定を申請します
(申込み用紙が
変わります)

2
教育委員会から認定証が交付されます
(1号認定)

2
教育委員会から認定証が交付されます
(2・3号認定)

3
入園許可書が幼稚園から送付されます

3
役場、教育委員会に保育所等の利用希望の申込みをします

認定こども園の場合
◆1号認定 幼稚園等
◆2・3号認定 保育所等
の手続きが必要です。

4
申請者の希望、保育所等の利用状況などにより、教育委員会が利用調整をします

5
利用先の決定後、教育委員会から許可書が送付されます

放課後児童クラブの

対象拡大

新制度によって、放課後児童クラブの対象児童が、これまでの小学校3年生までから小学校6年生までに拡大されます。



※3【保育の必要性の事由】

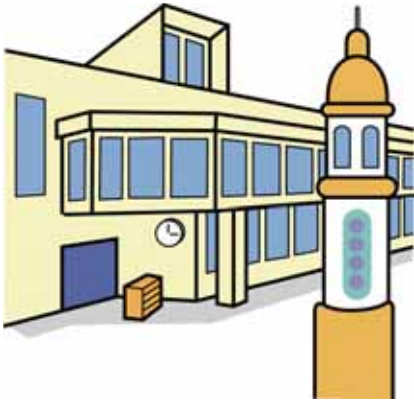
- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的に全ての就労を含む）
- ・妊娠、出産（概ね産前産後2か月）
- ・保護者の疾病又は障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧

【新制度により拡大された事由】

- ・求職活動（起業準備を含む）、就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVの恐れがある
- ・育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。
 ※ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。
 ※虚偽の申請があった場合には、過料を徴収する場合があります。





新制度での保育料は？

保護者が負担する幼稚園や保育所などの保育料は、現行の負担水準をもとに、国の基準を上限として、所得に応じて町が決定します。安平町の保育料については、概ね以下のとおりで予定しています。が、決定次第あらためてお知らせします。

なお、所得に応じて定める利用者負担額（保育料）は、これまで「所得税」をもとに算出していましたが、新制度では「町民税」によって算出します。

安平町内幼稚園保育料

保育環境や運営の変更まで右の保育料を徴収します。ただし、この保育料が下表（幼稚園・認定こども園保育料【1号認定】）の階層区分にある「保育料上限額」を超える世帯は表の保育料を徴収します。

◆幼稚園保育料（使用料）

追分幼稚園	（4・5歳児）	7,000円
はやきた子ども園	（3歳児）	10,000円
	（4・5歳児）	9,700円

幼稚園・認定こども園保育料【1号認定】

階層区分	推定年収	保育料上限額	母子家庭等
①生活保護世帯	—	0円	—
②町民税非課税世帯 （町民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円	0円
③町民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円	15,100円
④町民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円	—
⑤町民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円	—

◎多子世帯の保育料軽減

（1号認定）

3歳児から小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下を第2子と数えます。

第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

安平町内保育園（所）保育料

追分保育園・はやきた子ども園保育料【2号認定】 《3歳児》

階層区分	推定年収	現行保育料	保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
①生活保護世帯	—	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯 ※母子家庭等は（ ）内の額	～260万円	3,000円 （0円）	3,000円 （0円）	3,000円 （0円）
③町民税所得割課税額 48,600円未満 ※母子家庭等は（ ）内の額	～330万円	8,250円 （7,750円）	8,250円 （7,750円）	8,150円 （7,650円）
④町民税所得割課税額 97,000円未満	～470万円	13,500円	13,500円	13,300円
⑤町民税所得割課税額 169,000円未満	～640万円	20,750円	20,750円	20,450円
⑥町民税所得割課税額 301,000円未満	～930万円	28,600円	29,000円	28,550円
⑦町民税所得割課税額 397,000円未満	～1,130万円		38,500円	34,690円
⑧町民税所得割課税額 397,000円以上	1,130万円～		39,210円	

追分保育園・はやきた子ども園保育料【2号認定】 《4・5歳児》

階層区分	推定年収	現行保育料	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
①生活保護世帯	-	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯 ※母子家庭等は()内の額	～260万円	3,000円 (0円)	3,000円 (0円)	3,000円 (0円)
③町民税所得割課税額48,600円未満 ※母子家庭等は()内の額	～330万円	8,250円 (7,750円)	8,250円 (7,750円)	8,150円 (7,650円)
④町民税所得割課税額97,000円未満	～470万円	13,500円	13,500円	13,300円
⑤町民税所得割課税額169,000円未満	～640万円	20,750円	20,750円	20,450円
⑥町民税所得割課税額301,000円未満	～930万円	25,540円	29,000円	28,170円
⑦町民税所得割課税額397,000円未満	～1,130万円		32,690円	
⑧町民税所得割課税額397,000円以上	1,130万円～			

追分保育園・はやきた子ども園保育料【3号認定】 《3歳未満児》

階層区分	推定年収	現行保育料	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)
①生活保護世帯	-	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯 ※母子家庭等は()内の額	～260万円	4,500円 (0円)	4,500円 (0円)	4,500円 (0円)
③町民税所得割課税額48,600円未満 ※母子家庭等は()内の額	～330万円	9,750円 (9,250円)	9,750円 (9,250円)	9,650円 (9,150円)
④町民税所得割課税額97,000円未満	～470万円	15,000円	15,000円	14,800円
⑤町民税所得割課税額169,000円未満	～640万円	22,250円	22,250円	21,950円
⑥町民税所得割課税額301,000円未満	～930万円	30,500円	30,500円	30,050円
⑦町民税所得割課税額397,000円未満	～1,130万円	40,000円	40,000円	39,400円
⑧町民税所得割課税額397,000円以上	1,130万円～	52,000円	52,000円	51,200円

◎多子世帯の保育料軽減

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子を第1子、その下の子を第2子と数えます。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

季節保育所（へき地保育所）

保育環境や運営の変更まで、下記保育料を徴収します。

旭保育園	3歳未満児	10,750円
	3歳以上児	9,750円

10月21日、22日に開催した「子ども・子育て支援新制度等保護者説明会」において、参加者から次のような質問が寄せられました。

▼保育標準時間認定と保育短時間認定について
質問 雇用契約上はパートタイムだが、週5日1日8時間就労しているような場合には、どちらの認定になりますか。

回答 保育標準時間と保育短時間の認定は、1か月の就労時間で判断するのでお尋ねのような場合には保育標準時間になります。

質問 例えば季節によって仕事に繁忙期と閑散期がある場合に、途中で保育標準時間から保育短時間認定に切り替えることはできますか。また手続きについて、運用で柔軟にできるようにしてほしい。

回答 申請をしていただければ、保育標準時間認定から保育短時間認定に切り替える、又はその逆も可能です。また、手続きについては、可能な限り簡素なものとなるよう検討します。

▼放課後児童クラブ利用対象の拡大について
質問 対象が6年生まで拡大されるということですが、今の施設で入所できるのですか。

回答 新制度では放課後児童クラブの定員の考え方が登録人数から平均利用人数へと変わりますので、登録できる児童数は増えると想定されていますが、定員を超える申込みがあった場合には、学年や就労状況などで優先順位をつけて上位から入所するという調整を予定しています。

“まちづくり”の主演は、町民の皆さんです！

『安平町まちづくり基本条例』

広報あびら 9月号から連載として紹介している「安平町まちづくり基本条例」。11月号では、「第3章町民参画の推進」「第4章協働と連携協力」「第5章政策活動の推進」についてポイントを絞って紹介します。

第3章 町民参画の推進 【制度と仕組み】

町民参画とは、町の政策の企画・立案・実施・評価の各段階に、町民が主体的に参加して関わっていくことです。ここでは、「広聴制度」「住民投票制度」「パブリックコメント（意見公募）」をはじめとした町民参画を推進するための制度と仕組みなどの位置づけを規定しています。

私たちには、主演として『まちづくり（町政）』に参画する権利と責任があるのね！
町では、『まちづくり（町政）』の基本的な事項を定める重要施策等を策定するときには、事前に説明したり、町民の意見を聴くなど、町民参画の機会を設けることが必要なのね！



町民の意見を聴くって
どんな方法があるの？



町民が行政活動に参画し、その意見を施策に反映させるための仕組みとして、これまでも「パブリックコメント（意見公募）」や「住民提案制度」、町長と町民が直接懇談する「町政懇談会」などが実施されているんだよ。



新たな取組みに向けて

幅広い層の多くの町民からの意見を聴く手段として、大きな政策テーマに関しては、任意抽出により参加者を募り、ワークショップ形式で直接討論する手法を、平成26年度は試験的事業と位置づけて実施する予定です。

まちづくり基本条例とは別にきまりを定めているのよ！

「広聴制度」「住民投票制度」など、町民が参画する機会を設けて、町民の意見を聴きながら、町民と町による協働を推進するために別の条例等でその方策や取扱いを定めているの。

- ・安平町町民参画推進条例（安平町まちづくり基本条例の施行の日から施行）
- ・安平町住民投票条例（同上）
- ・安平町行政手続条例及び施行規則



第4章 協働と連携協力

【制度と仕組み】

第4章では、まちづくりの支えとなるコミュニティについて、町民・地域・団体・町の役割等を規定しています。

また、ここでは担い手づくりと生涯学習の推進についても、規定しています。

私たちが主役となって「まちづくり」を進めるためにも、コミュニティの役割って大事よね！

町の役割として、地域と連携しながら地域活動を支える体制や町内団体の活動を積極的にサポートすることが書かれているのね！

新たな取組みに向けて

【地域サポート制度の創設】 町職員が町民の立場に立ち、町行政と地域をつなぐパイプ役を担いながら、連絡調整・地域課題解決・協働活動を中心に地域をサポートする制度のことで、現在体制整備に向けて検討中。

【あびら まちづくりファンド・安平町まちづくり事業支援交付金の創設】

今年度から創設した新たな事業です。

詳しくは、広報あびら7月号で事業を紹介しています。



『コミュニティ』ってよく聞くけど、どういう意味？どんな団体のこと？



まちづくり基本条例では、主に次の2つのコミュニティを意味しています。

『地域コミュニティ』

一定のエリアに住む住民が集団の構成要素となっている団体・コミュニティのこと（例：自治会、町内会）

『テーマ型コミュニティ』

特定のテーマ、課題において社会貢献を目指したり、一定の目的を持って活動を行う団体、コミュニティのこと

（例：NPO 法人、町内で活躍する任意団体など）



ここでは、あらゆる世代の町民が生涯にわたって主体的に学ぶことができる「生涯学習社会」の実現に向けた基本的事項も書かれているんだよ。ここで、生涯学習計画の策定根拠も位置づけされているんだ！

協働のまちづくりを進めるためには、「担い手づくり・人材育成」は欠かせないってことだよ！

第5章 政策活動の推進

【制度と仕組み】

ここでは、行政の政策活動の根幹となる「総合計画」の策定根拠と、個別の「各種計画」の位置づけを明らかにしています。

また、共通理解によるまちづくりを進めるため、総合計画に基づく「財政計画」のほか、まちづくりの大きな柱となる「行政改革」「行政評価」などの位置づけと体系化をしています。

町では、たくさんの計画を策定しているけど、ここで総合計画と各種計画の位置づけが分かるのよ！

総合計画：長期的な展望に立ち、まちづくりを総合的・計画的に町政運営を進めるための最上位計画のこと。

各種計画：最上位計画である総合計画と整合性を図り、対象となる特定分野に関する計画のこと。

※安平町では、現在 40 本以上の計画が策定され、施策や事業が展開されているのよ！

（平成 26 年 8 月末現在。数字は計画以外の名称を含んだ数字です。）



10月のびんぐら

豊穣の秋 新米

9月30日、役場追分庁舎でJAとまこまい広域から「たんとうまい（ななつぼし）」の新米100kgが寄贈されました。

全道的に豊作となった今年は、たんとうまいの生産地である胆振東部3町（安平町・厚真町・むかわ町）でも豊作、品質も大変良いとのこと。今回寄贈いただいた新米は、町内の子ども達に給食で振舞われる予定です。



見て・動いて・楽しむ

10月4日、乳幼児を対象とした生涯学習フェスティバル事業「あそびのひろば」が早来公民館で開催され159名の親子が参加。

人形劇団「えりっこ」による人形劇が披露されたほか、木のプールやミニアスレチックが用意されたコーナーでは、元気いっぱい遊ぶ子ども達の姿が見られ、保護者の方からも「楽しい行事で子どもも満足している」との声を聞くことができました。

来年、収穫できるかな？

10月9日、早来ライオンズクラブの皆さんと早来小1、2年生による植樹が行われました。3か年計画の最後となった今年は、「実のある学校生活を」との思いを込めてハスカップの苗木を30本用意。

児童たちは、シヨベルを片手に根本にかぶせてある土を手で優しく丁寧に固め、「たくさん実が成るといいね」「早く食べたいね」と話しながら、ハスカップの成長を心待ちにしているようでした。



秋晴れの午後

透き通るハーモニー

10月18日、追分公民館ロビーを会場に、追分ひまわりコーラスコンサートが開催されました。

童謡やアニメソング、唱歌など4部構成で全21曲を披露。恒例の「みんなで歌おう」では、約80名の来場者と懐かしい曲や手を叩く動きのある曲などで交流する場面も見られ、訪れていた子どもたちから「楽しかった」との声も聞かれ歌の楽しさを満喫したひと時を過ごしました。



SLに沸いた1日

10月12日、安平町鉄道資料館の特別開館が行われ町内外から300人ほどが来場。保管されている実車のSL「D51・320」を目当てに来場された方も多く、感慨深げに視線を送る人や記念撮影をして楽しむ人がSLを囲みました。

この日初めて来館されたという千歳市の方は、「SLの保存状態の良さに驚いた。走行していた頃が懐かしい。」と、昔を懐かしむ声を聞くことができました。



より良い町にするため

10月21日、「第48回合同行政相談懇談会」が町民センターで開催されました。

年に1度、安平町がより良い町となる様にと地域の代表者が出席し、行政機関などに対し意見や要望を伝える懇談会です。

今回は、大雨時の河川増水に伴う洪水等への防災対策のほか、通学路内にある危険箇所に対する要望など、住民生活の安全について意見が交わされました。



連携強化で災害に対応

10月26日、安平駐屯地で安平消防秋季総合演習が実施されました。

車両火災に伴う施設への延焼を想定した模擬火災訓練では、見事な連携で消火活動が進められ、隊員からは「この様な訓練は非常に良い機会。万が一の事態に備えて気を引き締めていきたい」と火災発生多発時期に向け、実りある演習となったようです。



いじめはいらない

児童生徒がいじめについて考える「第3回安平町いじめゼロ子ども会議」が10月22日に早来町民センターで開催。

会議には町内の小中学校から児童生徒の代表者が出席し、いじめが起る原因や見つけた時の対応などについての意見交換が行われました。

会話の中からは、「いじめは今後の人生に影響を与える。許されることではない。」などといじめ廃絶に向け、力強い声が聞けた会議となりました。



まちの仕事に触れた日

早来・追分中学校の2年生を対象とした、ふるさと教育・学社融合推進事業『職業体験

学習』が実施され、生徒が自ら選んだ職業の現場でその業務を体験を通して、地域との関わりや将来について考えました。

取材・情報発信を体験

10月16日、早来中学校の佐々木隆弥さんは、役場で広報業務を体験。同じく町内の事業所で体験学習をしている生徒を取材しながら、写真の構図を考えて撮影するなど工夫も見られました。

「情報を伝えるのは大変だけれど面白かった」と広報マンとして一日を過ごしてもらいました。

責任の重さを実感

23日は、「行政の仕事に興味があった」という追分中学校の斉藤圭祐さんが、『一日教育長』を体験。辞令交付を受け教育長という肩書きを背負い「書類を見て判子を押すだけでも緊張した。責任感がとても必要な仕事だと感じた。」とのこと。



10月

スポーツの秋、文化の秋と町内各所で催し事が行われました。
園や学校では、日頃から練習して来た成果を発表する行事が
多数行われました。

頑張っている子ども達の姿をご覧ください！

文化

追分小学校学芸会



遠浅小学校学芸会



早来小学校学習発表会





安平小学校学芸会



スポーツ



あびらパワフルデー
林間マラソン&ウォーキング大会



追分地区3園合同マラソン大会



実り



もうすぐ食べごろ

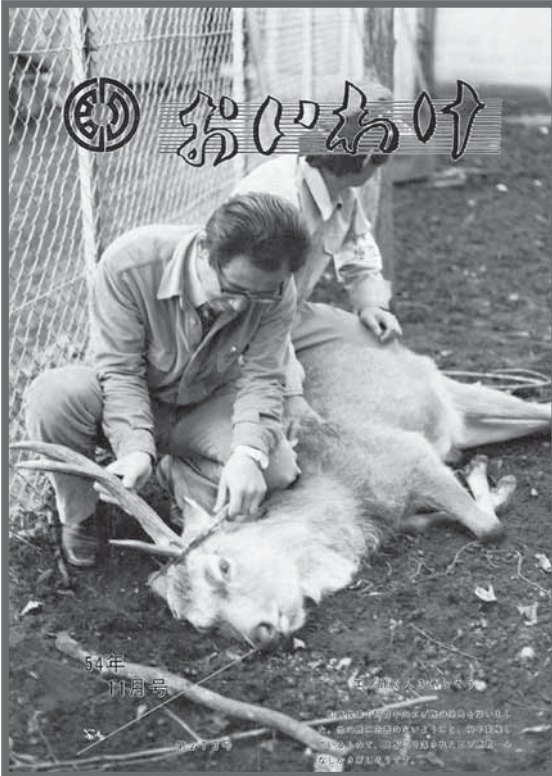
安平地区にお住まいの大木實さん宅で、北海道では珍しい完全甘柿の代表と言われる「次郎柿」がたわわに実っています。

約10年ほど前、奈良県の親戚から苗木が届いた当時は高さ70cm程度で、7、8年ほど前から実をつけ始めたそうです。現在は風除室の天井まで成長し、毎年ずっしりとした大型の次郎柿を収穫しているとのこと。間もなく収穫時期を迎えますが、つやと張りのある表面はかなり美味しそう。甘みが強くしっとりとした歯ごたえが特徴で、一つでお腹を満たしてくれるそうです。

あびら回顧録

～昭和54年編

できごと 国立大学で初の共通一次試験実施／ソニー「ウォークマン」第1号発売
 世相 インベーダーゲーム大流行／ドラえもん人気
 歌 いい日旅立ち（山口百恵）／YOUNG MAN（西城秀樹）／ガンダーラ（ゴダイゴ）
 テレビ 俺はあばれはっちゃく／西部警察／3年B組金八先生
 映画・書籍 あゝ野麦峠／奇跡／胡蝶の夢1（司馬遼太郎）／天中殺入門



(写真左) 昭和54年11月号広報おいわけの表紙は、ほかの鹿に危害をくわえないようにと実施している鹿の除角の様子。観念したような鹿の顔が寂しそう。

(写真下) 追分駅舎の一部改築工事の様子。昭和56年4月から実施されていた追分駅舎改築工事。総床面積の約46%が完成し、仮事務所として出改札、小荷物取り扱いなどの業務が行われたそうです。



昭和54年10月末人口
 5,033人（男：2,478人／女2,555人）

(写真右) 昭和54年11月号広報はやきたの表紙は、学芸会や大根を干す様子など、秋を感じる背景と色々な表情の町民の方が取り上げられていました。

(写真下) 早来ライオンズクラブの皆さんによる、シートベルト着用の呼びかけ運動の様子。交通事故死ゼロ日運動の目標達成に向けライオンの力をフル活用。

ライオンの力をフルに 牛乳プレゼント
 通過車両に
 ベルト着用を呼びかけ

去る十月二十二日から三十一日までの十日間、輸送繁忙期交通安全特別運動が開始され、初日の二十二日早来ライオンズクラブ（会長長谷本賢治、会員六十二名）は、警察署、安全協会の協力を得て、道銀前を中心に町内を通過する車両に停止を求め、牛乳をプレゼント、グリーンベルト着用に協力し、交通安全を、と事故地域の呼びかけと、早来保育園の「ごままクラブ」に母と子の交通安全セット一組を寄贈された。

町内では、八月十七日悲しい事故死者を出してから六十六日（十月二十二日現在）再び悲しい事故

昭和54年10月末人口
 6,370人（男：3,213人／女3,157人）



このページに関するお問い合わせは総務課情報グループ（☎02511）まで

（今月の1枚） 「本」から広がる世界

今月は、読書週間中の広報紙発行ということで、「本」についてお届けします。追分公民館内の図書室で司書をお話している大西禎子さんにお話を伺ってきました。

絵本は大人も楽しめる

現在「おとなだって、絵本」をテーマに展示コーナーが設けられています。テーマの意図を聞くと、「しっかりととしたストーリーや美しい絵で大人でも心が動かされる絵本があります。長く読まれている絵本は、親子で楽しめ、子どもの頃を思い出すきっかけにもなります。」と話してくれました。

コーナーの中に幼少の頃に読んでいた絵本を発見。思わず手を伸ばした私も、絵本を楽しんだ大人のひとりかもしれません。

図書室の魅力

取材中、図書室のあることに気づきました。それは、常連の小学生が来館した際「探していた本が届いたよ」



と話しかける大西さんの姿です。目当ての本を探すお手伝いや利用者の趣味などから本を選ぶこともあるのだとか。その様子から、利用者との間に良好な関係が構築されていること、人間関係の温かさが伺えます。

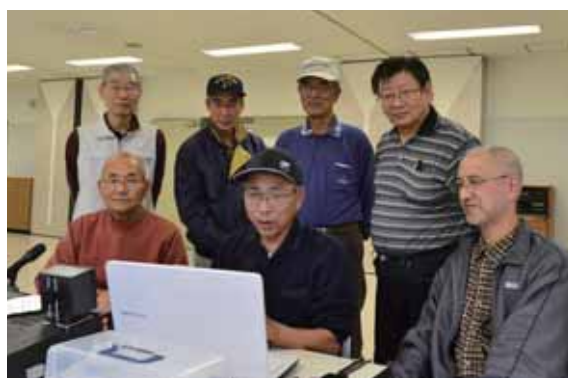
最後に 「図書室には様々なジャンルの本があります。気軽に図書室にいらして、たくさんの本に触れてみてください。思いがけない一冊と出会えるかもしれません。」と今日も皆さんの来館をお待ちしています。

こんな活動しています

サークル紹介

追分アマチュア無線クラブ

連絡先 会長 山田勝男さん
☎25 2994



今回は、インターネットや携帯電話が普及するまで、絶大な人気を誇っていたアマチュア無線をこよなく愛する「追分アマチュア無線クラブ」を紹介しました。

町外からの参加者を含め30名ほどのメンバーが、一体どの様な活動をされているのか、会長を務める山田勝男さんに伺ってみました。

メンバーの中には、自作で送受信アンテナなど、無線に関連する器具を作るという方や移動型の無線機を使用して各地から無線交信を行う人などもいるとのこと。

この様な活動を行う上で、

何が原動力となっているのかを尋ねると「交信を始めた時はどの誰に繋がるのかわからないというところ。ドキドキ感やワクワク感が魅力です。」と話してくれました。

集まって活動することはないとのことですが、「無線に興味関心があれば、経験がなくても連絡してください」とのこと。幅広い交友関係を持ちたいという方に適しているのではないのでしょうか。

追分アマチュアクラブの皆さん、取材協力ありがとうございます。

いあんくんから

貴重なご意見ありがとうございます。今後も、お気づきの点がございましたらご意見・ご提案ください。



町職員の交通マナーについて

□ご意見（10月提案・無記名）
町職員の車による交通マナーについて指導徹底してほしい。

■回答

このたびご指摘いただいた職員の交通マナーにより、不快な思いをされたことについてお詫びいたします。

交通安全の徹底については、日ごろより職員に対して指導しておりますが、再度町民の皆様が職員に相応しくない疑問視されることのないよう、交通ルールの遵守と安全について周知徹底いたします。

【お問い合わせ先】総務課総務グループ ☎25 111

こんにちは 保健師です

北海道の平均よりは高いですが、全国平均を下回っていることがわかります。国は市町村に対し健康診査受診率の60%達成を課しており、その理由は、これ位の受診率がないと、健康診査の目的である心臓病や脳卒中などの生活習慣病が重症化した上で発症する疾患の予防効果が不十分であるからです。

健康福祉課国保・介護グループで健康診査を担当している小山です。

最近、3 kgの体重減少を目指して、食事と歩数と体重を毎日記録して食べすぎや運動不足をチェックしています。

私からは、安平町の健康診査に関する実態について、皆さんにお話しします。

健康診査の受診率

町で実施している40歳から74歳までの安平町国民健康保険加入者の健康診査受診率は、左のとおりです。

●安平町 31・3%
●北海道 24・0% (平均)
●国 33・7% (平均)

※平成24年度 国への報告数値より

【表2 重症化した方の状況】(平成25年度診療報酬明細書200万円以上の費用額分の分析結果より)

	費用額 (万円)	病名	健康診査 受診歴	生活習慣病 治療歴
1	450	その他の疾患		●
2	420	動脈硬化性疾患		●
3	360	その他の疾患		
4	308	脳卒中		●
5	305	心臓病		●
6	304	心臓病		●
7	295	その他の疾患		●
8	271	その他の疾患	●	●
9	231	心臓病		●
10	221	心臓病		●
11	217	脳卒中		●
12	211	その他の疾患	●	●
13	201	その他の疾患		●

安平町の重症化の状況

左表2は重症化した方の状況を高度な治療(高額な治療

では、安平町の重症化の状況を見てみましょう。

費)順にまとめたものですが、13名中、半数の7名の方が予防可能な脳卒中や心臓病、動脈硬化性疾患でした。さらに、この7名は、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の治療をしていましたが、健康診査は未受診でした。血管は5年〜10年の年月をかけて傷んでいきます。治療をしていても、食事や運動などの生活習慣を振り返り、見直しをすることが大切です。このようなことから、治療中であっても健診を受診して検査データを手元に残して経年的に数値の変化を見て行くことが必要です。

今年最後の健康診査(11月、12月実施)の申し込みを受付中です。詳しくは広報笑顔10月号をご覧ください。

重症化予防のために

肥満にプラスして高血圧・高血糖・脂質異常のいずれか1〜2個が該当した「メタボリックシンドローム」(いわゆる「メタボ」)は自覚症状がないうちに血管の傷みが進み、重症化すると脳卒中や心臓病の発症の危険度が高まっています。

昨年、40歳以上69歳以下の町の健康診査受診者で「メタボリックシンドローム」に該当又は予備群該当者で高血圧症などの治療をしていない方21名を対象に、糖尿病の詳しい

検査と上下肢の血管の硬さを見る検査、「動脈硬化予防健診」を行ったところ、16名の方に所見が見られました。

健康診査結果が肥満のほかに血糖や血圧の数値が高めの方が、この予防健診でより詳しい検査をすることで、境界型も含め糖尿病がある方は12名、動脈硬化のある方が4名いることがわかりました。

今年もこの動脈硬化予防健診を行います。対象となる方には保健師が個別にご案内しますので、ぜひ受診してください。一緒にメタボ改善の糸口を見つけていきましょう。

表3【動脈硬化予防健診受診者21名中 有所見結果の方16名の状況】

	健康診査結果			動脈硬化予防健診結果	
	高血圧	脂質異常	高血糖	動脈硬化	糖尿病
1	●				境界型糖尿病
2	●	●			境界型糖尿病
3	●	●		●	
4	●	●	●		境界型糖尿病
5	●				境界型糖尿病
6	●		●		境界型糖尿病
7		●	●		境界型糖尿病
8			●		境界型糖尿病
9			●	●	
10	●	●	●	●	
11			●		境界型糖尿病
12	●	●	●		糖尿病
13			●		境界型糖尿病
14	●	●		●	
15	●	●	●		糖尿病
16	●				境界型糖尿病

問合せ 健康福祉課健康推進グループ

☎2425



追分高校です

「追高の今」がわかった 学校説明会

10月3日、昨年の1.5倍の参加者を迎えて追分高校の学校説明が行われた。

「成長させてあげたい」をスクールミッションに、生徒を成長に導く①生徒の意欲に応える7つのステップアッププログラムと、②つまずきを見逃さない4つのフォローアッププログラムの説明を通して、「生徒一人ひとりを伸ばす追高の学び」が説明された。

石岡生徒会長も「中学校時

代の内気な自分を変えたのは、追高で出会った仲間のおかげ。」と自らの体験を通してフレンドリーな追高を紹介。参加中学生も「生徒個人を大切に、安心して高校生を送れる環境だということがよくわかった。」「ここなら自分も変わるかもしれないと思った。」という感想を持った。正に「追高の今」が伝わる説明会だった。



生徒会役員たち

「追高の今」伝えきった 学校説明会

学校説明会を支えた生徒達がいる。生徒会執行部の3人と部活動生徒と生徒の有志達だ。事前の清掃や、受付。全体会での学校生活の説明や、体験授業の補助。そして玄関

先での見送りと、追高で成長した姿を先輩たちや出身中学の先生方に見せる誇らしげな姿があった。

参加者アンケートによると、体験授業がとても良かったという回答は9割。全体会が良かったとの回答は100%。中学生からは、「楽しい学校」「自分が主役になれる」「つまずきをみのがさないフォロー体制がある」等の追高の魅力や、「会長の話に感動」「学校紹介映像に感激」このコメントが目立った。

保護者の方からは「とても雰囲気がい。生徒一人ひとりを大切にしている学校」引率の先生方からは「本校の生徒にも追分高校の良さを伝えたい」というコメントをいただいた。

石岡生徒会会長は、「追高を変えたい。追高を良くしたい」との思いで昨年会長に立候補。今回の学校説明会で、追高の魅力を伝えきった。全体会や体験授業を通して、追高の実践が認められた説明会であった。

当日ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

また、今回の学校説明会にあたり、地元安平町内にポスター掲示の依頼をお願いいたしました。ご協力ありがとうございました。また、今後とも随時個別の学校見学を実施します。ご希望の方は、追分高校までご連絡ください。



写真右：eラーニング授業を体験

写真下：情報処理の授業を体験



追高＝一人ひとりが主役の学校

追分高校は、少人数だからこそ、強い絆で結ばれた仲間と出会い、誰もが主役になれる学校です。

追分高校の教職員は、生徒一人ひとりをかけがえのない存在として認め、3年間かけて、自律した18歳に育て上げます。

追高＝一人ひとりを伸ばせる学校

皆様のご意見をお寄せください。

追分高等学校ホームページがリニューアルしました

<http://www.oiwake.hokkaido-c.ed.jp/>

《 北海道追分高等学校 (〒059-1911 安平町追分本町7丁目8番地) ☎・FAX ☎ 2555 》

安平・厚真行政事務組合のページ

お知らせ

◎ せん定枝の無料回収が 11 月で終了します！

11 月末日をもって、せん定枝の資源化回収が終了し、12 月～翌年 3 月は『有料』扱いになりますので、毎週火曜日にもやせるごみ用（赤色）の有料指定袋を巻きつけて、ステーション横に出してください。

◎ 年末年始のごみ収集・自己搬入受入について

年末年始の休みは、12 月 31 日（水）から 1 月 4 日（日）までの 5 日間です。

この期間、収集及び自己搬入の受入れはいたしません。

1 月 5 日（月）から、ごみ収集（生ごみ）と自己搬入受入を行います。

財政状況

地方自治法の規定に基づいて、平成 26 年 9 月 30 日現在の安平・厚真行政事務組合会計の歳入歳出、財産、地方債の状況についてお知らせします。

予算の執行状況（平成 26 年 9 月 30 日現在）（単位：円）

歳入	予算現額	収入済額	収入率%	備考
分担金及び負担金	252,123,000	126,063,000	50.0%	(予算現額内訳) 安平町：164,060 ^{千円} 厚真町：88,063 ^{千円}
使用料及び手数料	36,804,000	13,501,525	36.7%	ごみ処理手数料、大型ごみ処理券、有料指定ごみ袋売払等
財産収入	5,200,000	380,948	7.3%	アルミ・スチール缶、鉄くず等売払等
繰入金	1,000	0	0.0%	
繰越金	1,000	605,368	60,536.8%	平成 25 年度繰越金
諸収入	8,000	2,659,742	33,246.8%	平成 25 年度再商品化合理化拠出金等
歳入合計	294,137,000	143,210,583	48.7%	

歳出	予算現額	収入済額	執行率%	備考
議会費	164,000	58,275	35.5%	組合議会経費
総務費	24,593,000	11,298,497	45.9%	事務局職員人件費、事務費等、組合監査委員経費
衛生費	229,890,000	98,226,031	42.7%	ごみ処理委託、処理場維持管理費、苫小牧市広域負担金等
公債費	38,490,000	19,244,360	50.0%	施設整備のため国からの借入金の償還
予備費	1,000,000	0	0.0%	
歳出合計	294,137,000	128,827,163	43.8%	

地方債の状況（平成 26 年 9 月 30 日現在残高）

地方債とは、一定の基準を満たす事業の財源として、組合が国などから借り入れた長期的な借入金です。

区分	残高
一般廃棄物処理事業債	
最終処分場適正閉鎖事業（H15～16）及びストックヤード施設整備事業（H21～22）の償還	63,564 千円
道貸付金	
ごみ搬出設備改造事業（H13）の償還（H26 年 3 月に全額償還済）	0 千円
合計	63,564 千円

組合財産状況

建物	2,264.12 m ²	塵芥（じんかい）処理場、洗車場汚水処理設備、ストックヤード（キャノピー）、有機物供給センター、保管庫
物品	車両 4 台	公用車、ホイールローダー、油圧ショベル、フォークリフト
基金	31,781 千円	廃棄物処理施設整備基金

※物品は、購入金額百万円以上を記載しています。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の

申請受付は 12 月 1 日まで

安平町では、12月1日までの受付となっています。該当される方で申請手続きが終わっていない方は、早めの申請をお願いします。

対象と思われる方には、8月下旬に申請書を郵送していますので、必要事項を記入のうえ、住民生活課（早来庁舎）または健康福祉課（追分庁舎）へ提出してください。

代理による手続きも可能です。申請書がお手元に届いていない方で、該当すると思われる方は上記へ申請してください。

【申請に必要なもの】保険証または免許証の写し、振込先通帳の写し、（お持ちいただければ役場でコピーします。）、印鑑（認印可）

※郵送で提出される方は、申請書のほか上記書類の写し（保険証や免許証など）を同封してください。（申請受付終了日（12月1日(月)）の消印有効）

臨時福祉給付金について

給付対象者：平成26年1月1日時点で、安平町に住民登録があり、平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方（ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護受給者の方は対象外です。）

給付額：給付対象者1人につき10,000円 ※下記に該当する方は5,000円加算

- ◎高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
- ◎児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者

支給時期：申請受付日から審査と口座振込事務を経て、1か月以内を予定しています。

子育て世帯臨時特例給付金について

給付対象者：右の2つの条件を満たす方

給付額：給付対象児童1人につき
10,000円

- ①平成26年1月分の児童手当を受給
 - ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- ※ただし臨時福祉給付金の対象児童、生活保護受給者の児童は対象外

支給時期：申請受付日から審査と口座振込事務を経て、1か月以内を予定しています。

☆安平町単独福祉事業

子育て世帯臨時特例給付金のほか、安平町では給付金対象児童1人につき5,000円分の安平町商品券を配付します。

【ご注意】 受け取ることができるのは、どちらか1つの1回の給付金です。

申請時期や支給時期は、市町村によって異なります。

この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

◆安平町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◆安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。

給付金に関する問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎2411

平成 27 年度

嘱託職員・臨時職員を募集します

安平町教育委員会では、平成 27 年 4 月から雇用する嘱託職員・臨時職員の募集を行います。

応募を希望される方は、業務内容、応募要領をご確認いただき期限までにお申し込みください。

申込み・問合せ 教育委員会子育て支援グループ ☎ 2083

※応募要領は 19 頁をご覧ください。

嘱託職員				
勤務地・募集人員	職種・賃金	雇用期間・勤務形態	特記事項	応募資格・その他
はやきた子ども園 (若干名)	【保育士・幼稚園教諭】保育・幼児教育 保育士・幼稚園業務 月額 190,000 円 保育士業務のみ 月額 180,000 円	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 月～土曜日のうち 5 日間勤務 7 時 30 分～ 18 時の間の 7 時間 45 分	・園行事、保育形態により休日出勤あり ・町が指定する日に通園バス添乗あり	・満 59 歳まで (平成 27 年 4 月 1 日現在) ・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・保育士資格・幼稚園教諭免許両方または保育士資格のみを有する方
追分幼稚園 (若干名)	【幼稚園教諭】幼児教育 月額 180,000 円	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 月～金曜日(週 5 日間勤務) 8 時 15 分～ 17 時	・園行事、保育形態により休日出勤あり	・満 59 歳まで (平成 27 年 4 月 1 日現在) ・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・幼稚園教諭免許を有する方
子育て支援センター又は児童館 (若干名)	【児童福祉施設等指導員】 子育て支援又は児童健全育成指導など 月額 180,000 円	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 28 年 3 月 31 日 月～土曜日のうち 5 日間勤務 7 時 30 分～ 18 時の間の 7 時間 45 分(シフト制)		・満 59 歳まで (平成 27 年 4 月 1 日現在) ・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・保育士資格又は幼稚園・小学校等教員免許を有する方
臨時的任用職員				
勤務地・募集人員	職種・賃金	雇用期間・勤務形態	特記事項	応募資格・その他
旭保育園 (若干名)	【保育士】保育業務 ・主任 月額 210,000 円 ・保育士 月額 192,000 円	平成 27 年 4 月 1 日～ 12 月 31 日・平成 28 年 3 月 1 日～ 3 月 31 日 (6 か月経過後の更新あり) 月～土曜日のうち 5 日間勤務 8 時～ 17 時の間の 7 時間 15 分勤務(シフト制)	・園行事、保育形態により休日出勤あり	・満 59 歳まで (平成 27 年 4 月 1 日現在) ・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・保育士資格を有する方
その他共通事項				
その他手当	通勤距離に応じて通勤手当を支給			
社会保険等	勤務日数に応じ、対象となる方のみ社会保険(健康保険、厚生年金)及び労働保険加入			
有給休暇	初年度通算 10 日の有給休暇の付与・期間更新後は、法令等に基づき付与日数を加算			

応募要領【共通】

応募期限 12月5日(金)

応募方法 専用の履歴書に3か月以内に撮影した写真を貼付し、必要事項を記入のうえ持参提出してください(町外の方は郵送可。応募期限必着)。

※専用の履歴書は、教育委員会または早来庁舎で配付しています。

※資格を有することが条件となっていますので、証明書の写しを履歴書に添えて提出してください。

※郵送先：〒059-1971 安平町追分緑が丘200番地2 追分公民館内
安平町教育委員会子育て支援グループ

選考方法 書類選考及び面接により決定。(面接日は別途お知らせします。)

臨時職員				
勤務地・募集人員	職種・賃金	雇用期間・勤務形態	特記事項	応募資格・その他
はやきた子ども園 (若干名)	【保育士・幼稚園教諭】保育・幼児教育 保育士・幼稚園業務 時給 1,050円 保育士業務のみ 時給 960円	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (6か月経過後の更新あり) 月～土曜日のうち1～5日 間で町が指定する日 7時30分～18時の間の指定する時間	・勤務日数については相談可 ・園行事、保育形態により休日出勤あり ・町が指定する日に通園バス添乗あり	・満59歳まで (平成27年4月1日現在) ・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・保育士・幼稚園教諭免許両方または保育士・幼稚園教諭資格のどちらかを有する方
追分幼稚園 (若干名)	【幼稚園教諭】幼児教育 幼稚園業務 時給 960円	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (6か月経過後の更新あり) 月～金曜日(週5日間勤務) 8時15分～12時15分 (4時間勤務)	・園行事、保育形態により休日出勤あり	・満59歳まで (平成27年4月1日現在) ・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・幼稚園教諭免許を有する方
子育て支援センター又は児童館 (若干名)	【児童福祉施設等指導員】 子育て支援又は児童健全育成指導など 時給 960円	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (6か月経過後の更新あり) 月～土曜日のうち町が指定する日 8時～18時の間の指定する時間		・満59歳まで (平成27年4月1日現在) ・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・保育士資格又は幼稚園・小学校等教員免許を有する方
旭保育園 (若干名)	【保育士】保育業務 保育士業務のみ 時給 960円	平成27年4月1日～12月31日、平成28年3月1日～3月31日 (6か月経過後の更新あり) 月～土曜日のうち町が指定する日 8時30分～17時15分の間の指定する時間	・勤務日数については相談可 ・園行事、保育形態により休日出勤あり ・町が指定する日に通園バス添乗あり	・満59歳まで (平成27年4月1日現在) ・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・保育士資格を有する方
	給食調理業務 時給 850円	平成27年4月1日～12月31日、平成28年3月1日～3月31日 (6か月経過後の更新あり) 月～土曜日のうち1～5日間勤務 9時30分～15時30分 (最高6時間勤務)	・給食の内容により勤務時間の短縮日あり	・町内在住で通勤可能な方(採用決定後に町内に居住する方も可) ・心身ともに健康な方 ・調理が得意な方
その他共通事項				
その他手当	通勤距離に応じて通勤手当を支給			
社会保険等	勤務日数に応じ、対象となる方のみ社会保険(健康保険、厚生年金)及び労働保険加入			
有給休暇	勤務日数に応じ、対象となる方のみ法令等に基づき付与			

お知らせ

町立追分幼稚園

平成27年度園児募集

安平町立追分幼稚園では、平成27年度の入園児を募集します。申込み書類・募集要領は11月10日から配付します。

入園対象者 満4歳児（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ）

募集人数 30名（2年保育）
入園料 3,000円（入園時のみ）

保育料 月額 7,000円

※世帯の所得状況等により減額となる場合があります。

申込期間 11月10日（月）～

28日（金）

（土日、祝日を除く）

その他 ①12月16日（火）に追分幼稚園で入園説明会を予定しています。詳細は申込み時にお伝えします。②満5歳児については、随時申込みを受けています。（定員30名以内）

問合せ 教育委員会子育て支援グループ ☎252083

乳児健康相談のご案内

（ベビーマッサージ）

次の日程で開催します。初めての方を優先しますので、期間内にお電話でお申し込みください。

日時 12月9日（火）

受付 9時30分～

（12時頃終了予定）

場所 ぬくもりセンター

対象者 2か月～1歳6か月の児と保護者

内容 ベビーマッサージ、希望者には乳児相談、身体計測を実施

持ち物 母子手帳、バスタオル、おむつ、お子さんの飲み物

定員 10組

申込期間 11月10日（月）～

28日（金）

（土日、祝日を除く）

※定員になり次第、受付を終了させていただきます。

申込み・問合せ 健康福祉課

健康推進グループ ☎252425

（土日、祝日を除く）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

家庭用LED照明器具及びLED電球購入費補助金の申請は1月末まで

LED照明器具等の購入費補助金を利用していない方で、今年4月から12月末までの購入分が対象です。

【既に利用した方は、対象となりませんので、ご了承ください。】

対象者 町内に住所を有している世帯主で町税を滞納していない方

対象器具及び電球 町内販売店で購入したものを対象者が居住する住宅に設置したもの。ただし、LED照明器具は、居室（居間・食堂・台所）に設置したもののみ。

補助金額 購入費用（消費税含む）の2分の1

※百円未満切捨て

○LED電球（上限5千円）

○LED照明器具（上限4万円）

申請方法 次のものを持参して申請してください。

○メーカー、型番が記載されている領収書又はレシーブの原本

○印鑑

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

○世帯主の口座番号

申請期間 12月31日までの購入分を平成27年1月末までに申請ください。

申請窓口 住民生活課住民生活グループ（早来庁舎）・健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）

問合せ 住民生活課住民生活グループ ☎252940

介護マーク

の交付を始めます

しょうがい者や高齢者を介護する方が、外出先で行う介護の場面で周囲の人から誤解を受けることのないよう、介護する方が使用できる介護マークの交付を行います。

交付開始日 11月10日（月）

※即日交付できます。

対象者

①しょうがい者や高齢者を介護する方

②介護事業所、しょうがい福祉サービス事業で介護に携わる職員の方

③介護ボランティアをしている方

申込先

健康福祉課福祉グループ（追

分）

（イラスト）

（イラスト）

（イラスト）

一人で悩みを抱えずに、お気軽にご相談下さい。

むらやま法律事務所

相談内容／借金・過払金請求・労働問題・離婚・相続・交通事故 その他

借金・過払金請求に関する相談は無料

弁護士 邨山（むらやま）達哉

TEL 0144-31-4750

受付時間 月～金/9:30～17:00（予約制）※祝日は除きます
むらやま 検索 目（詳しくはHPをご覧ください）

3階 むらやま法律事務所



広告欄

広告欄

あなたの悩みに
コたエを出します

- 離婚 (45分)
- 多重債務 (30分)
- 交通事故 (30分)
- 雇用トラブル (30分)

相談無料
※その他相談は有料のご案内となります。

相談予約ダイヤル **0144-35-8373**
平日 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

一人で悩みを抱えずに、お気軽にご相談下さい。

むらやま法律事務所

相談内容／借金・過払金請求・労働問題・離婚・相続・交通事故 その他

借金・過払金請求に関する相談は無料

弁護士 邨山（むらやま）達哉

TEL 0144-31-4750

受付時間 月～金/9:30～17:00（予約制）※祝日は除きます
むらやま 検索 目（詳しくはHPをご覧ください）

3階 むらやま法律事務所

分庁舎)、住民生活課住民サービスグループ(早来庁舎) 問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 4556

【使用方法】

首から下げるストラップ付きの介護マークを交付します。介護していることを周囲の人に知ってもらいたいときや介助の場面等で介護マークを使用してください。



このマークを見かけたら、温かく見守ってください。

年末調整事務説明会

を行います

次の日程で、年末調整の仕方や各種書類の記載方法などについての説明会を行います。

事業所などで、年末調整事務を担当している方は、ご参加ください。

日時 11月14日(金)10時～
会場 早来町民センター

【会社などにお勤めの方は】

お勤め先から給与を受け取っている方の所得税は、原則、年末調整で精算されます。

本年中に扶養する方の異動があった方や各種保険料(生命、地震・火災など)を支払った方は、お勤め先の指示に従い申告書を提出してください。

問合せ 税務課税務グループ ☎ 2513
苦小牧税務署 ☎ 01443165

司法書士・土地家屋調査士による登記相談会

札幌法務局では、札幌司法書士会、札幌土地家屋調査士会及び厚真町と連携し、地域住民の皆様の相談に応じる「司法書士、土地家屋調査士による登記相談会」を下記のとおり開設します。

すでに所有者は亡くなっていないのに、相続登記を行わずそのままだしている方など、この機会に登記の専門家に相談してください。

そのほか、「お隣の土地との境がはっきりしない」「壊した建物の登記がそのままになっている」「生前に土地を孫に譲りたい」「ローンを返し終わつたのに、担保がそのまま残っている」などお気軽にお問い合わせてください。

日時 11月15日(土)10時～16時
場所 厚真町総合福祉センター(厚真町京町165番地1)
問合せ 厚真町総務課 ☎ 2321

見に来て!・参加して!

フォークダンス講習会

とき 11月26日(※) 13時～15時30分
ところ 追分公民館
講師 北村信義先生
参加費 無料
その他 動きやすい服装でお越しください。
問合せ 追分フォークダンス同好会(石橋) ☎ 2293
早来プリムローズ (田中) ☎ 4282

NPO法人 ココ・カラ

ココロもカラダも幸せな時間



おいしい講習会 イタリアン

札幌からイタリアでも料理経験のあるシェフを講師にむかえ、安平町の食材を使ったご家庭でも作れる本場イタリア料理と一緒に楽しく・美味しく作りませんか? 地元の食材がどんなイタリアンになるのかお楽しみに!

日時: 11月16日(日) 9:30～14:00
場所: 農産物加工研究センター(安平町追分美園161-1)
参加料: 2500円(会員 2000円)
講師: 「オステリア トリッパ」 武隈シェフ

申込み・問合せ先
FAX: 0145-23-2474 (内藤)
電話: 090-6261-7994 (前田)
メール: npo.cococala@gmail.com

広告欄

おおぞら葬儀社は 最愛の人の旅立ちを真心こめてお手伝い致します。



※写真の祭壇は一例です。各種宗派も対応可能です。

一般葬式

故人と縁故のある方々が参列する、一般的な仏式の葬儀です。

家族葬式 45万円

友人、知人にはお声をかけず、ご家族・ご親族のみでとりおこなう葬儀です。※火葬代は別途

直葬式 18万円

お通夜・告別式などの儀式を行わず、親しい方のみで火葬だけをおこなう葬儀です。※火葬代は別途

おおぞら葬儀社

24時間受付

TEL 0120-746-444

住所: 苫小牧市元中野町3-3-13 ホームページ: www.oozora-sougisha.com

広告欄

安平文芸（第9号）発行

小説・童話・随筆・詩・短歌など町民の作品のほか、小中学校生の作品も掲載しています。

町内の飲食店、書籍販売店で取り扱っています。数に限りがありますので、お早めにお求めください。

「あびら文芸」(第9号)

1冊250円

問合せ 「安平文芸の会」(事務局 都田 ☎②4945)
 (あびら文芸「第8号」の在庫はありません。)

「人権週間」困りごと

なんでも相談所開設
 いじめ、差別、暴力、セクハラ、近隣とのトラブルなど、困りごとの相談に応じます。

日時 12月8日(月)

13時～16時

場所 安平町保健センター
 相談対応者 安平町人権擁護委員(實吉智子、田上雅美、西村律子、沼田厚一)

問合せ 札幌法務局苦小牧支局 ☎0144③7151


防災行政無線を用いた情報伝達訓練の実施について

安平町では、先月に引き続き、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行ないます。この訓練は、全国瞬時警報システム（※Jアラート）を用いた訓練で安平町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行なわれます。

訓練実施日時 11月28日（金）11時ころ

問合せ 総務課情報グループ ☎②2511

安平町が当日実施する訓練放送は下記のとおりです。

情報伝達手段	内 容
防災行政無線の訓練放送	町内21か所に設置している防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 【放送内容】 (チャイム音) 『これは、テストです。』(3回繰り返し) 『こちらは、防災安平です。』 (チャイム音) </div> 

注) 安平町以外の地域でも、全国的に情報伝達訓練が実施されます。

※Jアラート：地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

苫小牧市医師会休日当番実施医療機関（診療時間9時～17時）

11月（内科）			11月（外科）		
9日	さくらファミリークリニック	東開町3 (55) 6526	9日	同樹会苫小牧病院	新中野町3 (36) 1221
16日	沖 医院	旭町4 (32) 8870	16日	苫小牧日翔病院	矢代町2 (72) 7000
23日	やまざきこども医院	大成町2 (75) 1133	23日	わだ脳神経外科クリニック	表町2 (37) 3711
24日	たかやなぎ小児科	日新町2 (71) 2115	24日	メモリアル整形外科	花園町4 (74) 2111
30日	柴田内科循環器科	桜木町1 (71) 2225	30日	ともより整形外科	東開町4 (57) 8211
12月（外科）			12月（外科）		
7日	浪岡内科消化器科クリニック	東開町4 (51) 2811	7日	つつしん泌尿器科クリニック	日新町2 (71) 1100

苫小牧夜間休日急病センター

(苫小牧市旭町2丁目) ☎0144(35)0001

科 目 内科・小児科

診療時間 平日：19時～翌朝7時 土曜：14時～翌朝7時

日曜・祝日・年末年始(12/31～1/3)：9時～翌朝7時



戸籍の窓口から

※戸籍の窓口で掲載の確認ができた方を掲載しています。

〇お誕生おめでとうございます

- 守屋^{しりゅう}子龍ちゃん (男・竜起) 9/25 追分柏が丘
 明石^{めいし}想生ちゃん (男・圭介) 9/26 早来大町
 鈴木^{りゅうたろう}琉太楼ちゃん (男・卓弥) 9/30 遠浅
 高橋^{あゆみ}歩実ちゃん (女・隼輔) 9/30 早来大町

〇お悔やみ申し上げます

- 成田^{なりた}リヨさん (83) 早来栄町 9/21
 古川^{ふるがわ}定子さん (88) 早来大町 9/26
 伊達^{いだ}光義さん (66) 追分柏が丘 9/30
 宮丸^{みやまる}優子さん (86) 追分中央 10/3
 花田^{はなだ} 正さん (66) 安平 10/3
 山崎^{やまざき}君江さん (100) 早来大町 10/16
 市橋^{いちばし}寅二郎さん (89) 早来大町 10/21

善意 (9月20日～10月19日受付分)

社会福祉協議会へ
 篤志寄附

- ・清野静夫さん (遠浅)
- 「広報あびら 10月号」点訳
- ・安平町点訳赤十字奉仕団

お詫び
 広報あびら10月号でお知らせした「予防接種費用の一部を助成します」(22頁)において、高齢者対象の「肺炎球菌予防接種」の対象範囲に誤りがありましたので、お詫びし次のとおり訂正します。

成人用肺炎球菌予防接種対象範囲

①平成26年度中に満65歳になる方(昭和23年4月1日以前に生まれの方)

(誤) 昭和23年
 (正) 昭和24年

マチの人口・世帯

総人口 8,572人 (-9)
 男性 4,251人 (-8)
 女性 4,321人 (-1)
 世帯数 4,256世帯 (-4)
 〈平成26年10月31日現在〉

交通事故死

ゼロ運動

平成26年10月31日現在 **1,457日**

【室蘭地方気象台発】気象台からの防災メモ

暴風雪



雪を伴う暴風によって、重大な災害の発生するおそれがある時に発表されるのが「暴風雪警報」です。さらに数年に一度の暴風雪が予想される場合には、「数年に一度の猛ふぶきとなるおそれがあります。外出は控えてください。」のキーワードを用いた気象情報を発表しますので、できる限り外出を控えましょう。やむを得ず車で外出しなければならない場合は、車が動けなくなった場合の備えを確認しましょう。また、無理をせずコンビニやガソリンスタンド、道の駅等で天気のリcoveryを待ちましょう。

問合せ 室蘭地方気象台 ☎ 0143②3227

全国一斉「女性の人権ホットライン」

強化週間のお知らせ

11月17日(月)から23日(日)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」です。

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力など、女性の人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

お気軽にご相談ください。

【専用相談電話】

☎ 0570-070-810

【相談時間】

11月17日(月)～21日(金) 8時30分～19時

11月22日(土)・23日(日) 10時～17時

次回町広報配布日は

広報笑顔(スマイル)11月号 11月20日(休)

広報あびら12月号 12月5日(金)

町ホームページでもご覧いただけます。

安平町ホームページ

検索

総務課情報グループ ☎②2511

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅の入居者募集は、広報笑顔(スマイル)をご覧ください。

元気に 大きくな～れ!



あやめ
高瀬彩芽ちゃんと
お母さんの暁子さん
(追分若草)



ひまり
中村日茉莉ちゃんと
お母さんの朋子さん
(追分旭)



りゅうき
村松虹虎さんと
お母さんの純子さん
(遠浅)

CHILD
&
MOTHER

編集後記

今月の1枚では、読書の秋ということもあり、本に関連する内容を取り上げました。ぜひ図書室をご活用ください。

本とえば、絵本について深く描かれている映画「じんじん」が追分・早来両公民館で上映されることとなりました。心温まる作品とのことなので、寒さが増すこの季節に良いかもしれませぬ。(K)

冬の足音が近づいてきました。先月の編集後記で「体調を崩さぬよう」と呼びかけた矢先、風邪に見舞われてしまいました。とても流行っているようなので、うがい・手洗いを心がけましょう。安平小学校の学芸会では、児童らの助け合う様子を垣間みることができました。共に学び合い成長していくことは、素晴らしいですね。(K)

※広報紙に掲載した写真を無料で提供していますので、ご希望の方は総務課情報グループ(☎2511)へご連絡ください。

なお、第三者の方へは提供できませんので、ご了承ください。

発行

安平町 企画編集/総務課情報グループ

☎059-1595

勇払郡安平町早来大町95番地(☎0145-2511)